

議案第 66 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の改正の理由、概要

1 改正の理由

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新ごみ処理施設整備事業を平成 31 年 2 月に策定した宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画を基に令和元年度より、基本設計に取り組んでおり、今後、要求水準書を策定し、事業者選定を進めてまいります。

本件は、新ごみ処理施設等整備・運営事業者の選定を行うために、宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を廃止し、整備・運営事業に係る要求水準書の精査及び入札参加資格条件や落札者選定基準の設定、提案書等の審査による事業者の選定を担当事務とする審議会として、宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会を設置する必要があることから、執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の概要

主な改正内容は、次のとおりです。

ア 担当事務、組織及び構成について（第 1 条関係）

新ごみ処理施設等整備事業の建設工事は、高度で複雑な技術を有するプラント設備とそれに伴う土木、建築工事の集合体であり、地方自治体が独自に詳細の設計を行うことが難しいとされる廃棄物処理施設の独自性から、実施設計と建設工事をあわせて発注する性能発注方式を採用し、特に、今回の整備事業は、本市で初めて公設民営の DBO 方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営・維持管理）で行う事業として、施設の設計・建設と 20 年間の運営・維持管理を一括で発注するものです。

審議会では、整備事業及びその後の 20 年間の運営を総合的に包含する見地に立った上で要求書の精査や入札資格条件、落札者選定基準の設定、提案書等の審査など事業者の選定に関する事務を担任します。委員総数は 3 人とし、その内訳は、専門的な知見が必要なことから、廃棄物処理施設等を含めた廃棄物処理に関する知識経験者 2 人と法律に関する知識経験者 1 人で構成する審議会とします。

イ 設置期間について（第 2 条関係）

審議会の設置期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日とします。

期間終了をもって、審議会を廃止します。